

平成28年度行政事業レビューシート(内閣府)

事業名	児童手当等交付金に必要な経費			担当部局庁	子ども・子育て本部			作成責任者	
事業開始年度	昭和46年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	児童手当管理室			樋口 俊宏	
会計区分	年金特別会計子ども・子育て支援勘定								
根拠法令(具体的な条項も記載)	・児童手当法第18条、第19条 ・児童手当法施行令第5条			関係する計画、通知等	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(内閣総理大臣通知 平27.5.14府子本第102号)				
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	別添のとおり。 なお、本事業は平成26年度末まで厚生労働省において実施し、平成27年度より内閣府において実施している。(厚生労働省作成平成27年度行政事業レビュー「子どものための金銭の給付交付金に必要な経費」(事業番号676))								
実施方法	負担								
予算額・執行額(単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
	予算の状況	当初予算	1,431,099	1,417,776	1,417,664	1,415,471	1,400,678		
		補正予算	30,035	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		1,461,134	1,417,776	1,417,664	1,415,471	1,400,678		
	執行額		1,452,409	1,407,695	1,390,204				
執行率(%)		99%	99%	98%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								<input type="checkbox"/> チェック	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績							
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	児童手当は、0歳~中学校卒業までの児童を養育する者に対して支給されるものであり、支給対象者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできない。 児童手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。							
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	児童手当は、0歳~中学校卒業までの児童を養育する者に対して支給されるものであり、支給対象者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできない。	児童手当受給者数	実績	人	10,627,625	10,518,803	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	児童手当受給者数	活動実績					-	10,627,625	10,518,803
		当初見込み	-	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、単位当たりコストの算出にはなじまない。	単位当たりコスト					-	-	-
		計算式	-	-	-	-	-	-	
平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	(目)児童手当交付金	1,369,315	1,351,720	支給対象児童数の減					
	(目)特例給付等交付金	46,156	48,958						
計	1,415,471	1,400,678							
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	政策20 子ども・子育て支援の推進							
	施策	施策② 子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進							
	測定指標	定量的指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 28 年度	
		児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合 ※目標値は右記の数値以上とする。	実績値	%	92	95	96	-	-
			目標値	%	95	95	95	-	95
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
児童手当は請求した月の翌月分から支給するものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給される。逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月分からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当てが受け取れなくなる。 このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、当室から自治体向けに広報資料の作成及びホームページへの掲載等を行い、また、自治体においては、出生届提出の際に児童手当の申請の案内を行う等により、未申請者の減少を図ることで、目標の達成に寄与することとなる。									

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	少子化が進展する中で安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いことから、国民や社会のニーズを反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童手当法において、国庫負担することが定められていることから、国が実施すべき事業である。(地方自治体、事業主の負担あり)
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	少子化が進展する中で安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として位置づけられ、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		
	競争性のない随意契約となったものはないか。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものであり、費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできないが、今後とも適正な執行に努める。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	予算執行率は98%となっており、おおよそ活動指標は見込みに見合ったものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付しており、安定した制度の運用を行っている。	
	改善の方向性	-	
外部有識者の所見			
点検対象外			

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

引き続き、効果的・効率的な事業の実施に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

引き続き、安定した制度運用ができるよう自治体への指導等として必要な対応を行いながら、予算の効果的・効率的な執行に努める。

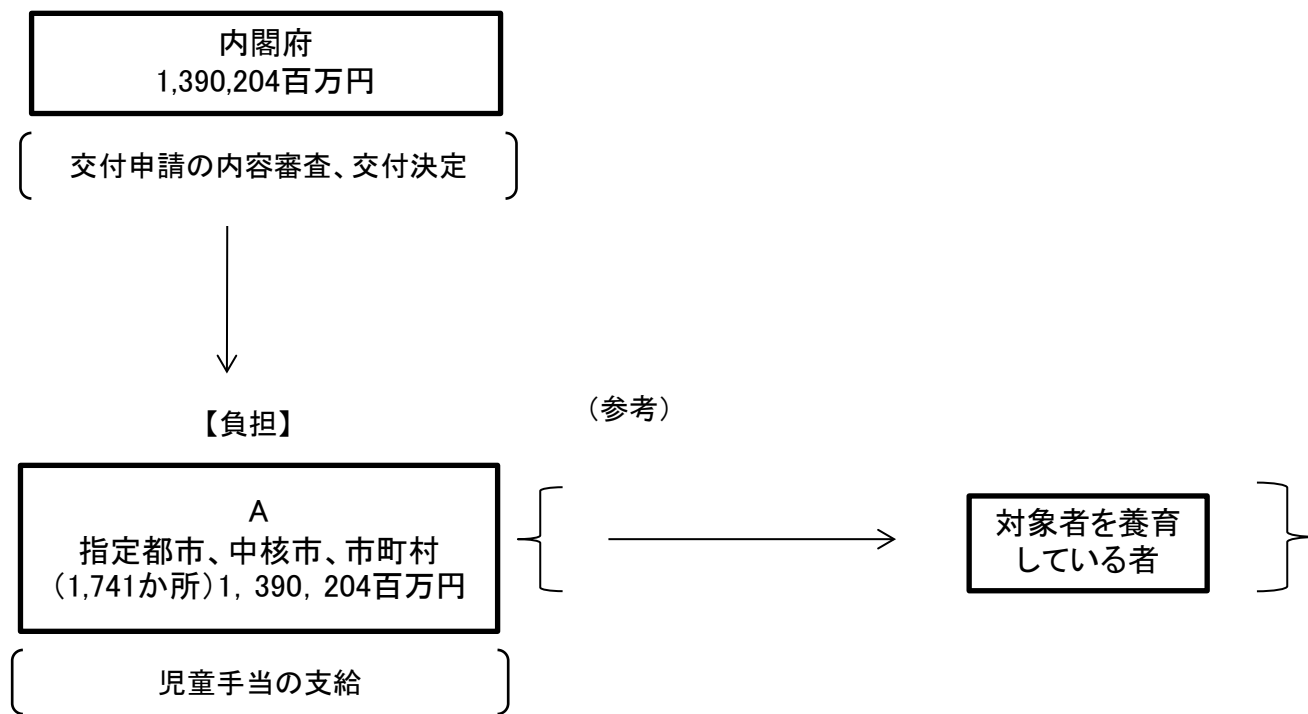
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	960	平成23年度	896	平成24年度	778	△
平成25年度	662	平成26年度	666	平成27年度	新27-0005	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）



費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.横浜市			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
児童手当	児童手当等交付金に必要な経費	39,508				
計		39,508	計		0	

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	児童手当の支給	39,508	-	-	-	
2	大阪市	6000020271004	児童手当の支給	27,654	-	-	-	
3	名古屋市	3000020231002	児童手当の支給	24,535	-	-	-	
4	札幌市	9000020011002	児童手当の支給	18,691	-	-	-	
5	福岡市	3000020401307	児童手当の支給	17,968	-	-	-	
6	川崎市	7000020141305	児童手当の支給	16,340	-	-	-	
7	神戸市	9000020281000	児童手当の支給	16,169	-	-	-	
8	広島市	9000020341002	児童手当の支給	14,455	-	-	-	
9	京都市	2000020261009	児童手当の支給	14,350	-	-	-	
10	さいたま市	2000020111007	児童手当の支給	14,227	-	-	-	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満	
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	
	○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）	
費用負担	○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（2.0/1000）を乗じて得た額。			
		被用者	非被用者	
	0歳～3歳未満	特定給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/4	国 2/3 地方 1/3
3歳～ 中学校修了前	特定給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	
公務員	所属庁 10/10		所属庁 10/10	
財源内訳 (28年度予算)	[給付総額] 2兆2,216億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,320億円 (1兆2,356億円) (2兆2,299億円) 地方負担分 : 6,160億円 (6,178億円) ※ () 内は27年度予算 事業主負担分 : 1,835億円 (1,821億円) 公務員分 : 1,902億円 (1,944億円)			
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)			

●児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則

（検討）

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。